

諮問日：令和元年9月4日（令和元年度（最情）諮問第35号）

答申日：令和2年7月1日（令和2年度（最情）答申第4号）

件名：最高裁判所の裁判官が出勤していた日が分かる全ての文書等の不開示判断
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

平成29年度に特定の最高裁判所裁判官が出勤していた日が分かる文書名全て及び文書（例えば、使用していた公用車の日報）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総長が本件開示申出文書を特定するための行為をしたことが不明であり、どのような文書を特定したかが不明である。特定した上で、「廃棄済み」と回答したことが証明されていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書に該当する文書として、平成29年度に作成された「官用車の運行に係る業務日誌」があるところ、同文書は、当時の経理局用度課長の定める「経理局用度課標準文書保存期間基準」の2の(3)のウのタイプの文書に該当し、その保存期間は1年と定められている。

そのため、平成29年度に作成された「官用車の運行に係る業務日誌」は、保存期間（平成31年3月31日まで）の満了により廃棄されている。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月20日 | 審議 |
| ④ 令和2年1月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月22日 | 審議 |
| ⑥ 同年6月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所事務総長は、本件開示の申出を受けて探索した結果、本件開示申出文書に該当する文書として、平成29年度に作成された「官用車の運行に係る業務日誌」を特定したとのことであり、このことは当委員会庶務を通じて確認した結果からも肯認することができる。本件開示の申出の内容に加え、裁判官について出勤簿は作成されていないこと（平成28年度（最情）答申第42号，同第47号，令和元年度（最情）答申第61号参照）を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長がした上記の対象文書の特定は、相当である。

そして、最高裁判所事務総局経理局用度課長が定めた経理局用度課標準文書保存期間基準によれば、「官用車の運行に係る業務日誌」については、「事項会計に関する事項」，「業務の区分 運輸に関する業務」，「業務に係る司法行政文書の類型 運輸に関する文書（略）」，「司法行政文書の具体例 官用車の運行に係る業務日誌（略）」に該当するものとして、その保存期間を1年と定めていることが認められる。これに加えて、本件開示の申出が令和元年7月8日にされたことに照らせば、平成29年度に作成された「官用車の運行に

係る業務日誌」は保存期間の満了により廃棄済みであるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子